

1～3号建築物※について、改正建築基準法施行日(令和7年4月1日)前に工事着手する場合、  
**余裕を持って早めに確認申請を提出してください。**

(北海道に確認申請を提出する場合)

※改正建築基準法施行日(令和7年4月1日)以降、新たに省エネ適判の対象となる建築物や、構造計算が必要となる建築物

- 申請の内容によっては3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。
- 施行日までに確認済証が交付できなかった場合、追加で構造・省エネ関係規定に係る図書を提出していただきます。